



琉球大学

第30号

同窓会会報

平成20年3月1日



琉球大学同窓会事務局 50周年記念館内

目次

■学長挨拶	2	■琉球大学情報	9
■事務局情報	4	■支部活動報告	9
■同窓生職場訪問 (沖縄都市モノレールと沖縄電力) ...	6	■私の研究(高山厚子)	13
■大学支援事業 (学生課外活動・教員選考試験講座) ...	7	■個人情報保護規程	17
		■改正会則	22
		■定期総会案内	

同窓生の皆様へ



琉球大学第15代
学長 岩政輝男

昨年6月、学長に就任いたしました。琉球大学長として微力ですが皆様のご協力を頂きながら大学の発展に努力したいと思っています。

琉球大学の設立はミシガン州立大学のland grant universityの理念の下になされ、ハワイの県人会の方々のご支援を受けたと聞いています。従いまして本土にある国立大学とは明らかに出発点も歴史も異なっています。更に沖縄は亜熱帯気候や島嶼性を持ち、固有の歴史や文化を持っています。本土型の工業化された価値観や判断基準から見ますと失業率の高さなど色々なことが指摘されています。沖縄の社会はゆっくりしているだとか遅いとも言われますが、それは鈍さではなく思考の豊かさ、思慮の深さです。

もちろん本土型の工業化された豊かさを持つ加速された生産や消費パターンの下で新しい能力の開発や生産性の向上などが期待されますが、時間をかけてしか経験できないものなど人間にとって重要なものが失われつつあります。皆様もよくご存じのように、格差の広がり、環境破壊、地球温暖化などが進み重要な問題となっています。このような問題は先進国の理屈による簡単な調整だけでは解決されるものではありません。

琉球大学の取り組み、沖縄の学

琉球大学は本土型の視点を逆転させ、沖縄の思考の主体性を取り戻し、外部からの思考に左右されるという歴史に終止符を打ち、琉球大学独自の学を発展させつつあります。一つ一つを見ると全体が見えにくいかと思いますが、大きな広がりを持つ沖縄やアジア太平洋にまたがる南の柔らかな思考や視点、学智を形成し、そのような視点で考え実行することがsustainableな発展を導くと考えます。文科省からCOE (Center Of Excellence) に採択されている理学部の生物多様性の研究は、次のCOEの採択に向け拠点形成を計っています。法文学部の人々の移動に関する研究、理・工・農学部島の島嶼域の防災研究、工学部のIT研究、農学部の発酵研究、医学部の地域医療、そして観光学など、いわゆる沖縄の学として統括されるものです。沖縄の学と言いますと狭い局地の学と捉えられる傾向がありますが、しかし、南の柔らかな思考、学として広がり発展性を持つものであり、外からよく見えるものとする必要があります。

大学が外から見えるようにする

大学が外から見えるということが大切です。そのためには分かりやすく平易な言葉で説明することが必要です。近々沖縄タイムス社から、今述べましたことに基づき高校生でも読めるように「やわらかな南の学と思想－琉球大学への誘い」が出版されます。続巻、続々巻も予定されています。

若手・女性研究者の支援

このような視点から大学の発展を考える上で重要なことは後継者の育成です。若手研究者や女性研究者への支援を学長就任後すぐにはじめました。今後は琉球大学の学智をしっかり発展させ、それに基づくレベルの高い教育を行う必要があります。本土型の思考に追従していたのではいつも一歩も二歩も立ち後れ、概算要求も科学研究費補助金の採択も少なくなります。財政面では文科省からの運営費交付金が年々少なくなり地方の大学は大変厳しい状態ですが、各学部が次第に活性化し、科学研究費補助金採択率が徐々に高くなりつつあります。しかし、このままでは人件費が年々1億数千万円ずつ増加していきますので教育研究を圧迫しつつあることも現実です。

以上述べましたことをまとめますと次のようになります。

1. 本土型の思考に追従しない「南の柔らかな思考・学」を発展させ、幅広い広がりを持つ沖縄の学を発展させる。
2. 大学を外から見えるようにする。
3. 若手・女性研究者を支援し、後継者を育成する。
4. COEや科研費の採択などに努力する。
5. 財政面では地方の大学は年々厳しい状況に置かれつつあるが、落ち着いてしっかりした教育研究を行う必要がある。

最後になりましたが、同窓生の皆様の変わらぬご支援をお願いし、皆様のご発展をお祈りし挨拶とさせていただきます。

同窓会事務局活動報告

平成19年度定期総会概要報告

期 日 平成19年 7月21日(土)
 総 会 午後5時
 懇親会 午後6時
 会 場 ホテルロイヤルオリオン

①平成19年度事業計画

事業項目	事業内容
組織の強化	同窓会支部活動支援及び各支部・学部・学科同窓会との交流・連携強化に努める。
入会金 終身会費	入会金徴収及び終身会費の納入督促に努め、入会金と終身会費制度の検討を進める。
会報の発行	会報を年1回発行し、事務局会活動の広報と会員活動状況会報の発行を掲載し、情報を共有して会員相互の連携強化を図る。
新入生への 記念品贈呈	入学を祝し、会長メッセージと記念品CD(琉球大学の歌、琉大逍遙歌等収録)と同窓会会報を贈る。
在学学生の 活動支援	課外活動援助及び学内で職業講話を実施し、職業に対する意識の高揚と就職活動を支援する。
50周年記念館 の活用等	記念館の活用を図り、同窓会活動の拠点とする
インターネット の活用	ホームページを活用し、情報の発信を強化する。また、Eメールの積極的活用により情報送受信の迅速化を図る。
大学グッズの制作 及び販売	大学グッズ(琉大ウェア、Tシャツ)を販売し、琉球大学をアピール出来るように努める。
沖縄寮歌・大学の 歌祭り参加	県内外、他の大学及び旧制高校OB、OGと交流・親睦を深める
会員名簿等個人 情報の管理	個人情報保護法の制定を受け、名簿等個人情報を管理する規定により、情報請求者への対応を厳格に行う。

②平成18年度決算と平成19年度予算概要

平成18年度決算		平成19年度予算概要	
(1) 収入総額	27,171,637円	(1) 収入総額	30,556,851円
(2) 支出総額	13,338,854円	(2) 支出総額	19,120,000円
①運営費	5,362,305円	①運営費	8,220,000円
②事業費	7,976,549円	②事業費	10,000,000円 (記念誌)
		③その他	900,000円
(3) 繰越金額	13,832,783円	(3) 繰越金額	11,436,851円

③平成19年度支部長会

毎年定期総会に先立って1時間程度の支部長会を開催しています。

各支部の活動内容や会員相互の情報交換状況を報告しあって、各支部活動の活発化に向けた参考資料にしています。

関東支部は、支部会誌を発行したり、Eメールを駆使して情報交換等して模範を示しています。

宮古支部や久米島支部は地域参加型の子供教室の開設など。また、関西支部は家族も参加しての親睦宿泊旅行などを実施していることを報告しています。

今年もこの一年間活動してきた支部に対し、同窓会赤嶺健治会長から6支部の支部長に支部活動支援金として「組織強化費」10万円を支給しました。

④支部長及び事務局長連絡先支部長会

支部	名称	氏名	電話	連絡先
関東	支部長	渡久山長輝	044-955-8693	川崎市麻生区高石1-7-26
	事務局長	宮城 重哲	045-904-9071	miyagi@aromac.net.jp
関西	支部長	金城 盛紀	0798-65-2052	西宮市両度町5-27-1410
	事務局長	小渡 照生	0729-65-7700(職)	
九州山口	支部長	照屋 常信	092-725-0617	福岡市中央区草香江1-6-29-101
	事務局長	上間 哲	092-413-8844(職)	uema@cpk.or.jp
奄美	支部長	大津 幸夫	0997-52-0800	奄美市名瀬平松町462-1
	事務局長	信島 賢誌		
久米島	支部長	上江洲盛元	098-985-8723	久米島町謝名堂92
	事務局長	平田 光一	090-782-5663	k-hirata@town.kumejima.
宮古	支部長	安谷屋 昭	09807-2-4266	宮古島市平良下里888-1
	事務局長	立津 元勇	09807-2-8248	tatetugt@miyako-net.ne.jp
八重山	支部長	伊舎堂用八	09808-2-4238	石垣市登野城156
	事務局長			

同窓会事務局情報概要報告

第36回沖縄の寮歌・大学の歌祭り

平成20年寮歌・大学の歌祭りが、2月10日例年のように開催されました。今回は、会場を沖縄国際大学体育館に移りました。琉球大学同窓会からも有志が多数参加しました。

沖国大から歓迎のアトラクションが学生の吹奏楽で賑やかに行なわれ、花を添えました。



第36回寮歌祭り

岸本正之氏浄財を寄付

平成19年11月30日岸本正之さん(英文学科5期生)が岸本金三さんの案内で来局しました。長年米国カリフォルニアに在住して居ります。卒業後米国で企業活動をしてきました経験から得た故郷や母校に対する熱い思いを抱くようになり、グローバル的環境感など数々の理想を語って貰いました。

このような信念から今日まで築いて来た浄財を母校琉球大学に研究資金として寄贈し、支援したいと学長に対して直接申し出て居ります。しばらく調査して、大学からの推薦を受けて、決定したいとの表明をしています。

更に同窓会へは、活動資金として貴重な浄財の寄付がありました。このようなことは同窓会始まって以来の朗報だと思います。

続いて、平成20年2月7日再度琉球大学を訪問し、琉大を代表するモニメントを作りたい。との思いから「千本桜」を植樹して寄贈したい。桜の並木や林を作り、桜の名所としたい。子供達や同窓生が桜見に来学する機会と場所を作りたい。遠来の夢を実現するため活着するまで全ての費用を岸本正之氏が負担して植樹する。と申し出ております。平成20年2月7日学長室にて、担当者と打合せをして、キャンパスを下見して帰りました。

岸本正之氏の琉球大学と同窓会に対するご理解とご支援に深甚なる感謝を申し上げます。



右から2人目が岸本正之さん
右端: 與儀憲徳副会長、左2人目: 幸喜徳子副会長、
左端: 岸本金三さん

同窓会三役が同窓生の職場訪問



比嘉社長(右から3人目)と
三役モノレール社玄関にて

平成19年10月9日に沖縄都市モノレール株式会社と沖縄電力株式会社を訪問しました。

今回の株主総会で、モノレール会社社長に比嘉良雄(法政学科7期生)さんと沖縄電力会社社長に石嶺伝一郎(商学科20期生)さんが昇任しています。その表敬と卒業生の就職依頼を兼ねて、訪問しました。

沖縄都市モノレール株式会社には、比嘉社長の外知念健男(機械工学科・21期生)さんが常務取締役として、また、國仲昌夫(商学科16期生)さんは常勤監査役として、更に川畑雅一(電気工学科・25期生)さんは業務部長として活躍しています。

沖縄電力株式会社には、石嶺社長の外、取締役副社長として石川清勇(商学科20期生)さんと同じく副社長に佐久眞章(化学科20期生)さんが同時に活躍しております。三役が同期のトリオとして取締役の半分を同窓生が占める嬉しい限りです。

更に社員としても多数勤務していることを知りました。今後の活躍に期待が掛かります。



石嶺社長(右から5人目)と三役

琉球大学同窓会「三役会」

11月29日ホテルロイヤルオリオンにおいて、平成19年度第2回「三役会」を開催しました。議題は、評議員会にかかる「役員改選」に関する審議でした。

併せて津留健二元副会長の沖縄県功労賞受賞祝いと三役の忘年会を兼ねて行いました。



平成19年度第2回三役会

琉球大学を定年退職する恩師（平成20年3月31日）

氏名	学部	氏名	学部・所属
大城満幸	法文学部	上原剛	理学部
川添雅由	法文学部	渡久山章	理学部
田中英光	法文学部	小川由英	医学部
田村康夫	法文学部	山城康正	工学部
會澤卓司	教育学部	石嶺行男	農学部
石黒英治	教育学部	屋富祖昌子	農学部
新里祐宏	教育学部	新本光孝	熱帯生物圏研究センター
高嶋伸欣	教育学部	熊澤教眞	熱帯生物圏研究センター
西村貞雄	教育学部	高良宏明	保健管理センター
山口喜七郎	教育学部		

琉球大学支援活動

(1) 学生課外活動援助費の贈呈



課外活動支援金贈呈

平成19年6月8日同窓会事務局において学長が就任ご挨拶を兼ねて、異例の同窓会事務局来訪がありました。

その折、恒例になっています学生に対する課外活動援助費として、100万円を赤嶺健治会長から琉球大学岩政輝男学長に贈呈しました。

(2) 平成19年度教員選考試験受験講座実績

平成15年度から実施しています「職業講話」を今年も「教員選考試験受験講座」として開催しています。この状況を下記に掲載してお知らせします。今年、追加合格判定が実施された8名が出ましたので、最終的に今年度合格者が14名となっています。



教員選考試験講座受講スナップ

(3)平成19年から20年の沖縄県教員選考試験講座実施計画

教員選考試験講座計画表・指導内容と講師一覧

No.	月/日	指導内容	指導講師	講師略歴
1	10/24	教育時事(教育職員と公務員)	津留健二	元県教育長
2	11/7	教職教養Ⅰ・学習の基礎	宮城武久	元高校長
3	11/21	教職教養Ⅱ・学習指導要領	津留健二	元県教育長
4	11/28	一般教養学習Ⅰ・人文系	上江州公志	元高校長
5	12/12	一般教養学習Ⅱ・社会&自然系	上江州公志	同上
6	12/19	合格の秘訣とアドバイス	※(本年度合格者)	
	2008年			
7	1/16	教職教養Ⅲ・生徒指導1	瀬名波栄啓	元高校長
8	1/30	教職教養Ⅳ・生徒指導2	瀬名波栄啓	同上
9	2/6	教職教養Ⅴ・琉球歴史1	比屋根為勝	元小学校長
10	2/13	教職教養Ⅵ・琉球歴史2	比屋根為勝	同上
11	3/5	教育法規Ⅰ・法規の概要と体系	嘉手苅喜郎	元小学校長
12	4/16	教育法規Ⅱ・教育基本法	嘉手苅喜郎	同上
13	4/23	新採教員からの合格アドバイス	※(前年度合格者)	現職教員
14	5/7	教育法規Ⅲ・教育委員会の職務	嘉手苅喜郎	元小学校長
15	5/21	教育法規Ⅳ・教員の資格と任命	嘉手苅喜郎	同上
16	6/11	教育法規Ⅴ・学校の設置と就学	嘉手苅喜郎	同上
17	6/25	自己アピール文作成と指導	宮城武久	元高校長
18	7/2	英文自己紹介文作成要領	赤嶺健治、與儀憲徳	琉大名誉
19	7/23	英文自己紹介文作成と面接	赤嶺健治、與儀憲徳	教授
20	7/28	教育論文の書き方	嘉手苅喜郎	元小学校長
21	7/30	教育論文作成添削指導	嘉手苅喜郎・宮城武久	同上
22	8/1	学習指導案作成要領	高嶺朝勇	元県立
23	8/4	学習指導案作成と添削指導	高嶺朝勇	教育センター長
23	8/5	模擬授業の仕方と実践	仲筋一夫	元高校長
25	8/6	模擬授業の仕方と実践	仲筋一夫	同上
26	8/7	面接試験の心得と実践指導	幸喜徳子	県公安委員
27	8/8	面接試験の心得と実践指導	津留健二	元県教育長
28	5/7 6/6	志願書の記入指導と添削	宮城武久 (外上記講師)	同窓会 事務局長
29	7/2 8/19	二次受験総合指導 ①教育論文添削指導 ②自己アピール文作成添削 ③英文自己アピールと面接指導 ④模擬授業の仕方と実践指導	嘉手苅喜郎、宮城武久 宮城武久 赤嶺健治、與儀憲徳 仲筋一夫	

【琉球大学情報】

司法試験に7人合格 法科大学院の一期生健闘

琉大の法務研究科(法曹養成に特化した大学院、いわゆる法科大学院、3年課程)は、平成19年3月に初めての修了生を送り出しました。最大の関心は、これらの一期生から何名の司法試験合格者を出すことができるかという点に集まりましたが、修了生16人が受験、7人が合格を果たしました。合格率は44%で全国の法科大学院68校中14位。関係者は「地方大、小規模大学が苦戦する中ですばらしい成果」として第一期生の健闘を称えています。

国立大学で初 観光産業科学部の新設

平成20年4月に、「観光産業科学部」が新設され、法文、教育、理学、医学、工学、農学の各学部が続いて7つめの学部が誕生します。観光分野を専門とする学部としては国立大学では初となるもので、観光学科(入学定員60人)と産業経営学科(入学定員80人)の2学科で構成されます。

観光立県を目指す沖縄では、観光産業を担う人材の養成が不可欠です。国においても、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として位置付けています。観光産業科学部は、日本・世界及び沖縄の観光産業振興に貢献できる国際的に通用する実践型の人材育成を目指しています。

「一ノ矢」琉大相撲部に土俵屋根を寄付 後輩部員を激励

ご存じの方も多いかと思いますが、高砂部屋の「一ノ矢」力士は、琉大理学部物理学科の卒業生です。初土俵は昭和58年11月。以来25年間現役力士として土俵に上がり続け、昨年11月の九州場所を最後に46歳で引退しました。一ノ矢は学生時代に琉大相撲部を創部し、自ら初代主将となっていますが、その「一ノ矢」を会長とする「琉球大学相撲部土俵に屋根を作る会」が、このたび相撲土俵屋根(総工費6,635,000円)を寄付し、後輩部員たちを激励しました。一ノ矢は、平成17年にも琉大相撲部に新しい土俵を贈っており、今回、その土俵に屋根を作ったものです。陸上競技場の一角(野球場側)に設けられた屋根付きの土俵には、今日も部員たちが稽古に励んでいます。

大学では、学生の課外活動の充実・発展に多大な貢献を行ったとして、一ノ矢(本名：松田哲博)に対し感謝状を贈呈することにしていきます。(文責 総務部 総務課：狩俣昇男)

同窓会支部活動状況報告

関東支部

本同窓会支部は、2006年結成20年を迎えた。10月21日に、結成20周年総会と祝賀パーティを東京千代田区の日本教育会館で開催した。

同窓会本部からは、赤嶺健治新会長、宮城武久事務局長と琉球大学の岩政輝男学長就任後初めて出席され、それぞれご挨拶を頂いた。学長からは、法人化後の「琉球大学の現状と抱負」などのご挨拶を頂いた。

参加者は、60名近くであったが、新しい会員の出席が目立った。学長が医学部教授だったこともあり、医学部出身が多数参加してくれたことは特筆される。医学部同窓会会長の増田昌人さんが遠路参加したことも嬉しい限りでした。いつも気にしている本土出身の同窓生の出席もあり、画期的な総会となった。

東京沖縄県人会や関東沖縄経営者協会のご出席の他、初めて沖縄県東京事務所の同窓生も出席された。文部科学省に勤務している本土出身の同窓生も出席された。

余興では、近藤光江さん(芳原氏ご夫人)の歌曲と同窓生の仲本光正氏主宰のクイチャ・パラダイスによる琉球舞踊があり、みなさんもひと時の「琉球」への思い出にひたる事が出来た。

懇親会では、「琉大逍遥歌」や琉球大学の歌「雲よ湧け千原の空」を歌った。古い世代と新しい世代の「共通の広場」づくりが出来たと思う。

本支部は、機関誌を発行している。「支部だより」を「芭蕉誌」と改名し、六号の発行になっている。同誌は各挨拶などの他、同窓生の職場訪問や各界でご活躍の会員の寄稿などで編集されている。

「会員のオアシス」として、沖縄関係の居酒屋、琉球料理店「南風」、「かりゆし」の広告を頂いて案内している。また、毎回の総会で、泡盛「久米仙」から、泡盛のご寄贈を頂いている。ここで感謝の意を表したいと思います。



学長を迎え医学科卒業生が多数結集

関西支部

2007年7月28日大阪市大正区の沖縄料理店「おもろ」において、定期総会を開催しました。同窓会本部から赤嶺会長、宮城事務局長、大学からは平啓介副学長のご臨席をいただき盛大に行なわれました。

今回は18回目の総会であったが、久しく改正のなかった支部規約の修正に手をつけました。

会の趣旨を変えるものではなく、会則内での整合性を図るため、役員名など若干の字句の修正を行ないました。

また、11月18日には恒例の日帰り旅行を実施しました。今回は初めての海外旅行(?)で、淡路島に渡り、岩屋温泉・淡海荘に18人が集結しました。毎年のことですが、温泉につきり昼食をとり親睦を深めるとともに、その地に関わることで、山城賢孝さんを講師に万葉集のミニ講義も行なわれました。観覧車から明石海峡大橋を眺めたり、フェリーで明石市に渡り魚の棚商店街を散策するなど、楽しい充実した一日を過ごしました。



琉大歌逍遥歌で支部団結スクラム

九州・山口支部

九州・山口支部の平成19年度総会は、11月18日福岡市内の琉球料理店「がちまや」において開催されました。大学から地域連携担当の宮城隼夫副学長と同窓会から赤嶺健治会長及び宮城武久事務局長が出席しました。



照屋支部長挨拶

支部結成20周年記念式・祝賀会举行

平成20年2月16日「奄美観光ホテル」において、40人余が出席して奄美支部定期総会と支部結成20周年記念式典が賑やかに行われました。来賓出席者は大学から宮城隼夫理事・副学長、同窓会から赤嶺健治会長と宮城武久事務局長、奄美市役所から濱田副市長及び先輩多数の出席がありました。奄美市役



記念式・祝賀会での記念撮影

所から市長の祝賀メッセージが読み上げられ、激励されました。

会場では、初代支部長の冶井文茂氏と二代目支部長の山田薫氏が功労者表彰を受けました。

先だって行われました総会では、赤嶺会長がお祝いの挨拶をしました。続いて宮城武久事務局長が、本部事務局活動報告を会長挨拶の補足として報告しました。

祝賀会では、副学長宮城隼夫氏が、祝辞と大学と同窓会の協力について述べられ、お祝いと感謝をしました。

また、支部長から宮城隼夫理事に募金の浄財3万円余が寄贈されました。同窓生で相撲界に入門し活躍していました「一ノ矢」さんが琉球大学に相撲土俵を寄贈しました。しかし、屋根建造資金が不足しているとの事で、会場で募金をしていました。

現在支部会員は150名程度が島に在住し、特に奄美市役所には、40名以上の会員が勤務し、みんなリーダー的役職に就いています。今後の活躍が更に頼もしく期待されています。

支部としても次の30周年・40周年記念に向けて決意を新たにしました。

支部としても次の30周年・40周年記念に向けて決意を新たにしました。



余興で島歌演奏する
前山真吾君、牧岡奈美さん

久米島支部

平成19年

- 4月 平成19年琉大合格者(久米島出身)奨励金交付
- 6月20日 上江洲均副支部長「久米島の民俗文化」出版祝賀会
- 7月5日 支部評議員会今後の活動計画について
- 7月18日 久米島高校との意見交換会
久米島高校の活性化、支部の役割、連携などについて意見交換する。
- 11月6日 支部評議員会支部総会について
- 12月1日 平成19年度久米島支部総会(昼はグラウンドゴルフ交流会)



挨拶する玉城忠副会長

平成20年活動予定は次のようになっています。

- ① 支部総会(11月)
- ② 新会員の歓迎、激励(総会時又は適時)
- ③ 久米島高校(学校・PTA等)との連携(適時)
- ④ 県内大学久米島内同窓会・父母会等との連携(適時)
- ⑤ 親睦レクリエーション(適時)
- ⑥ 琉球大学合格者、在学生の激励(3月、適時)
- ⑦ その他必要に応じ臨機応変に対応する。

宮古支部

平成19年8月17日(金) レストランクールにおいて定期総会・懇親会が開催されました。

琉大同窓会からは、赤嶺健治会長と宮城武久事務局長が出席しました。今回は、大学からの出席がありませんでしたので、「大学の動向」について赤嶺健治会長が30分程度の講話を実施しました。



学部学科同窓会活動状況

医学科同窓会

平成19年7月28日(土)第15回通常総会・懇親会がラグナガーデンホテルで開催されました。医学科同窓会長の増田昌人(医学科35期)さんによりますと会員は、2020名になりました。また、沖縄県医師会の正会員に占める割合は4割を超え、女性医師は5割を超えている。これは沖縄県医師会に次ぐ規模の団体となりました。との報告がありました。

離島医療や産婦人科医師不足問題などに関して県の医療行政に関しても意見を求められる等重要な役割を負うようになってきています。との報告がなされて、頼もしい同窓会となっていることに誇りを感じました。

同窓会本部からは與儀憲徳副会長が出席して、連携の挨拶と懇親を深めました。



医学学科同窓会総会

家政学科同窓会

2年に一度の定期総会が平成19年7月8日(日)沖縄都ホテルにおいて、200名余の出席で盛大に開催されました。

総会では、積立基金による研究奨励金の交付と研究発表がありました。引き続き役員改選があり今後2年間の新体制が発足しました。

つづいて、祝賀会・懇親会が催され、尚弘子先生の功労賞受賞と金城先生の退任激励会となりました。赤嶺会長の祝辞が披露され、謝意と激励の挨拶表しました。



家政学科総会・祝賀会

商友会(商学科同窓会)総会・祝賀会開催

平成19年10月16日(火)ザ・ナハテラス沖縄において、商友会定期総会が開催されました。総会では、会長に松本行雄(8期)さんが、副会長に高嶺善包さんが副会長に選出されました。

総会につづき、商友会員3人の会社役職及び団体役職就任への昇任祝賀会が盛大に開催されました。祝賀会では松本行雄商友会会長が各氏に対して、経過報告と祝辞を述べられました。

商友会会員から沖縄電力会社社長に石嶺伝一郎さんが、副社長に石川清勇さんが就任しました。また、学校法人石川学園理事長の石川正一(16期)さんが全国経理教育協会副理事長に就任されたことが報告され、盛大な祝福ムードとなりました。

同窓会から與儀憲徳副会長と宮城武久事務局長が出席しました。與儀副会長は、琉大同窓会を代表して祝辞を申しあげました。



私の研究

人生の愛とロマンを目指して

エコライフから生まれた「緑のカーテン」の発想



教育学部初等教育科
第14期卒業 高山 厚子
東京都練馬区平和台在住

上京した理由～本土を知らないで、アメリカへ行ってもだめだ～

琉球大学を卒業したら、友人たちが目指すように米国へ留学しようと思っていた。

東京の大学を卒業した姉が『もっと、本土を体で知り、日本人としてのアイデンティティを確立してから行ったら?』とのアドバイス。卒業後、英文科の聴講生として席を置きながら、タッパーウェアのアルバイトをする。米軍宅や沖縄の裕福な家でのデモンストレーションをし、売り上げは毎週トップクラス。当時の行政主席の給料を上回るお金を稼いで東京へ。大学院へ行くつもりが小さな貿易会社の社長秘書に。私のサイン一つで海外との取引や銀行が動いた。宝石や原石の輸入・当時の最先端をいく日本のおもちゃの輸出など、市場開発に、海外のディーラー相手にと楽しいものがあった。

何でも夢中になる性分故、そのまま続けていたら、又、別の人生を歩んでいたかもしれない。

東京都小学校教員の道へ～子育ての中で学童クラブを設立～

1月1日付で練馬東小学校の教員となった。同郷人と結婚。二児の子育てと仕事を両立させるために必死であった。頼る人が誰もいない上、産休明けの保育施設や学童クラブもない時代であった。「子どもに病気をさせないこと。そのためにどうするか」が大きな課題だった。親子の会を作り、助け合う仲間を広げていった。時には行政とも意見を闘わせた。行政がしないなら自分たちで学童クラブを立ち上げようと新築間もないわが家を開放した。その熱意が行政に伝わり、ついに早宮学童クラブが誕生。この仲間とのつながりが子育ての不安を軽くし

た。自分の具合が悪くても学校へ行き、結局は2人を流産。上と下の子は8歳間がある。人に迷惑をかけないと思ったことがかえって、迷惑をかけることとなり、働く女性の厳しさを実感。

私は、「子どもを取り巻く全てが良き師になりうる」との信念の下、教員時代から学級や学年へ或いは全校へ様々な人を授業へ参画させてきた。東京でもまだ外国人が珍しい頃、留学生をホームステイさせユニークな授業を展開していった。また、自分の力量を磨くため研究にも力を注いだ。東京都の教育研究員として都内の先生方との合同研究は、自分を高め、他から学ぶかけがえのない機会となった。その後も、海外派遣研修や、初任者研修制度導入時のモデルとして専任教員などを勤め、管理職を目指すきっかけとなった。

「沖縄への道案内人」として

関東を中心に小・中・高校の沖縄の授業や修学旅行の事前学習や学校や地域での沖縄の食材を使った料理教室等を通して、沖縄の風土や歴史、文化・沖縄の心を伝えている。その数延べ人数にすると年間約3～4千人。今日、約40万余の修学旅行生が訪れる沖縄。その背景には、沖縄ブームもあるが、沖縄を大切にしたいと思っている高校教師の努力があり、その教員が異動すると新しい勤務校でも必ず沖縄を修学旅行先選んでいる。このような先生を大切にしなければと、草の根の沖縄大使のつもりで対応している。ブームはいつか去る。私の目からは既に高校が沖縄から撤退し始めている。1千万人の観光客誘致を呼びこむには、こうした小さな変化をも見逃さず、私のような意見にも耳を傾ける関係者の緻密さと迅速性が求められる。ナンクルナイサでは、他府県や世界についていけない。

地球温暖化ストップへ貢献する沖縄の植物～
沖縄でこそ緑のカーテンを!!

「緑のカーテンの恵みを食べよう～ゴーヤー・
ナーベラー(ヘチマ)」を自費出版

1、地球温暖化と緑のカーテン運動

永久に解けないといわれていた極地の氷が溶け始め、100年後には、海拔の低い国の海岸線が90パーセント海に沈むかもしれないといわれている。南の島ツバルでは、満潮時、海水が19センチも地表を覆う。

珊瑚の島、沖縄も他人事ではない。現に沖縄の珊瑚の白化現象も地球温暖化により絶滅の危機にある。更に温暖化が進めば沖縄の誇る美しい紺碧の海水浴場もなくなり、沖縄の生活そのものが脅かされることになる。

地球温暖化を食い止めるために、私たちに何ができるのだろうか。電気やガスを使わない昔の生活に戻ればいいのですが、便利な生活を甘受している私たちには難しい問題である。しかし、多くの人たちが今の自分の環境を少しでも改善し、次世代へよりよい環境を残そうと努力をしている。

その一つに「緑のカーテン」運動があり、今、急速に全国に広がっている。私も関わっている一人。その取り組みの一端を紹介したい。

2、「緑のカーテン」とは

「緑のカーテン」とは、窓辺につる性の植物を這わせ、部屋に入る強い陽射しを遮る天然のカーテンの事である。その葉の蒸散作用により、葉の隙間を通ったやさしい風が室内の温度を下げ(約13度も差がある)、涼しさを実感する事ができるのです。そのため、クーラーの使用を極力減らし、CO₂の削減へ繋がるということが実証され注目されている。

環境省も応援するほどの勢いだ。主流を占めるつる性植物がゴーヤーとナーベラー、琉球朝顔などである。沖縄の私たちが美味しい食材として食べてきたものが、今度は、地球温暖化防止に貢献できる植物として注目を浴びている。

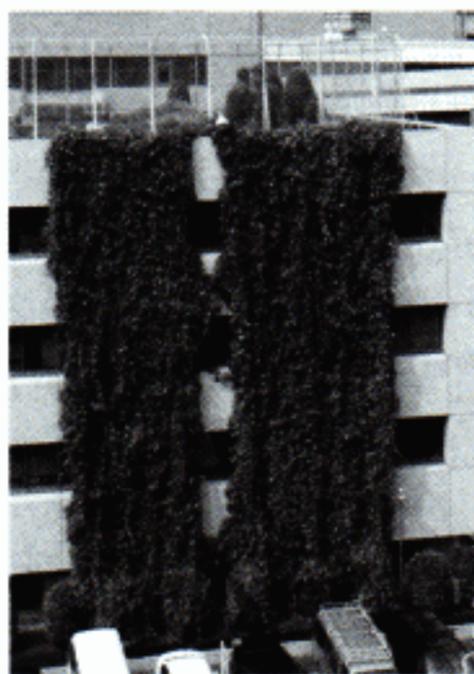
もともと、ゴーヤー棚の下は、沖縄の人にとって涼を求める憩いの場であった。西陽の当たるわが実家でも、縁側に続いて大きなゴーヤー棚があり、幼少の頃、私もその下でままごとをしてよく遊んだものだ。まさに、沖縄の先人の知恵が高層ビルの立ち並ぶ東京で生かされているのだ。しかも、緑のカーテンには収穫も期

待され、たちまち多くの人をとりこにしている。どんな風に広がっているか、少し述べてみたい。

3、一教師の発想から生まれた「緑のカーテン」 ～教育的効果が高いと教育委員会が後押し～

2003年夏、板橋区立板橋第七小学校の総合的な学習に悩んでいた6年生へ、エコマンション5階の自宅ベランダでゴーヤーを育てていた、音楽の菊本るり子先生が情報を発信。自らも参画して地域の人を巻き込んでゴーヤーやヘチマを学校の2階ベランダで育て涼しい教室を実感する授業となった。単に植物を育て観察する学習で終わるのではなく、「子どもたちの学習に対しての意欲や学ぶ楽しさを自ら追求し考える子どもへと成長している姿」に多くの地域の人々が感動・共鳴し、「教育的効果が大きい」と受け止めた板橋区教育委員会は、モデル校を募集し、各学校への参画を促したのである。この実践が又、都内を始め多くの学校へと広がっていった。一方、板橋区でも、地球温暖化防止活動の一つとして、予算化し、ゴーヤーやヘチマの苗を区民へ配り、各地で植え方の講習をし、啓蒙を始めたのである。

又、区役所南玄関の大きなプランターにヘチマやゴーヤーを這わせ、その成長記録や外と内側の温度を計測し、温度差が12、3度違うことを証明し区民へ啓蒙した。



板橋区役所緑のカーテン

4、恵みを食べる料理を媒介として「緑のカーテンの恵みを食べよう」出版の動機

また、夏には、関係企業とも共催しながらエコイベントを開催し、打ち水作戦を始め、区民が足元からできる様々な地球温暖化防止活動への取り組みを紹介。

その折に、緑のカーテンの恵みを食べるコーナーを設けて関心を高め、広めたのである。食は人を呼ぶ。恵みを食べる料理ボランティアに参加した私は、実に300本のゴーヤー料理を担当、ナーベラー（ヘチマ）も試食してもらった。ゴーヤーの認知度はあるが、ヘチマは赤こすりと思われているので、大変。でも試食していただいた区民の皆さんから大好評。そこで、区へ私の方からお願いし、ゴーヤーとヘチマ料理の講習会を開いてもらった。ナーベラー料理はここでも好評であった。ところがゴーヤーはスーパーなどどこでも販売されているが、ヘチマの姿は見られない。そのことを八百屋さんに話したら取り寄せてくださった。立派な鹿児島さんのゴーヤーであった。以来、その八百屋にはヘチマが並べられ、料理講習会後にはすぐ売り切れる。

12月に環境フォーラムが開催され、全国の緑のカーテンのユニークな取り組みの表彰があったが、料理との関連の発表がどこにもない、これは、沖縄出身の私の出番だ」と思い、私は、料理を媒介とした本への思いがあった。「学校の森物語」の本を撮影・編集した吉田忠正さんに相談。彼は、二つ返事でOKし、おかげで、「緑のカーテンの恵みを食べよう～ゴーヤー・ナーベラー」の本が、わずか、3ヶ月で誕生したのである。

出版のねらいの一つには、自分たちが丹精込めて育てた植物の実を調理し、美味しく食べることができれば、その植物の成長の過程に思いを馳せ、大気や太陽や土への関心が深まり、自らの生活を見直すきっかけとなるのではないか。

二つ目には、愛情込めて育てた大地の恵みが美味しい料理に変身するのですから、身近な環境・食を大切にしないか。

三つ目には、赤こすりと思われているヘチマが美味しい食材であることを全国へ広めたい、沖縄の人にも食材の幅を研究して欲しい、又、沖縄の子どもたちには、故郷の野菜が地球温暖化ストップに貢献していることを知り、故郷を誇りにするきっかけになって欲しいと願って、

の自費出版である。朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、ラジオやテレビや多くの本で取り上げられ、緑のカーテン運動と共に広がっている。

5、緑のカーテンが商店街を活性化～広がり繋がる輪

板橋区の蓮根ロータス商店街は、ほんとに小さな駅前商店街であるが、町興しに緑のカーテンが一役買っている。喫茶店、理髪店、食堂や和菓子屋さん、歯医者の前や入り口に、わずか、2～3のプランターで、ゴーヤーやヘチマを育てている。店主の水をやる姿やゴーヤーの生長していく様子を眺めた通行人たちから、「やわらかい葉っぱですね。心が休まります。」「もう、実がついたのですね・・・」などなど会話が生まれた。会話は街を明るくする、商店街の人たちを元気にしたのです。店主が輝けばおのずと街中が輝く、その姿は、口伝に伝わり、マスコミが取り上げ、たちまち全国へ広がっていった。町の活性化を学ぼうと訪れる他区からの訪問団、外国からも、大学の研究者も・・・私も料理助手として必ず生のヘチマ料理を試食してもらおう・・・

街の活性化は、ここだけではない。夏の気温が時折全国一となる群馬県館林市では、今ではゴーヤーの産地として有名だ。農家のみならず、学校をはじめ自治体・企業なども取り組み「緑のカーテン表彰式」も立派に行う。私も講演者として呼ばれたが、マア、何と、市長が我が故郷の名護市長と仲がいいということで、話が盛り上がったものである。

広島植物園ではぐるっと壁面を覆う立派な巨大緑のカーテンが街の名物になっている。

千葉県柏市も緑のカーテン運動が盛んである。あるニュータウンの新聞社が読者向けに本を10冊購入していただいた。当選した読者から感激の手紙と共に長年育てているというヘチマの種が私へ送られてきたり、九州のある中学校では、副読本として全員分が購入され、緑のカーテン運動と共に広がっている。特に福岡市では行政が温度差を実測し、数値化したものを説得材料として区民へ啓蒙をしている。徳島県のある街では、産学協同として研究開発に取り

組んだり、菊本さんのベランダも企業や学者の方の研究対象になっている。又、彼女は音楽活動の一環からも、「MIDORI」という曲を作詞作曲し、博報堂賞を受賞、まもなくCD化され、NHKみんなの歌でも取り上げ、普及を図る予定だそうだ。

長年取り組んでいる企業も多い。中部電力や東京ガスで、群馬カルピス工場など。広がりには必ず人と人を結びつけ感動の物語を生んでいる。

何故だろうか。

自然志向の今日、手軽にできる取り組みだからであろう。涼しさのみでなく、食べる楽しさ、見る心の安らぎ、育てる喜びと葛藤が人の心を紡いでいるからだろう。植物はうそをつかない。暑い時期に冷夏が続けば、異常気象を感じ、葉の異変に化学肥料の怖さを知る。直接口にするだけに安全・安心なものにこだわるようになる。こうしたことが人々をとりこにし、意識の高揚が人々を地球温暖化防止へのうねりとしてその活動が繋がっている。

今では、メロンやキュウリ、葡萄など、産地の特徴を生かした緑のカーテンとして広がっているのである。

日本初・ゴーヤー発祥の地、わが故郷沖縄でも緑のカーテン運動を広げたい、と啓蒙活動を始めていた私に、昨年11月に開催された「第29回日本アールベータ沖縄研究総会」にて「沖縄でこそ緑のカーテンを」と発表の機会を与えられたことは、沖縄での活動に弾みがついた。参加していた方や本を購入していただいた方から、もっと沖縄で広めようとの声が寄せられ、沖縄での運動に賛同する人が集まるようになった。しかし、東京へすぐ戻る私にこれ以上の進展はまだ時間がかかりそうだ・・・と思っていた矢先に、那覇市と緑のカーテンが結びついたのである。

6、「第1回全国緑のカーテンフォーラム」を

3月29日沖電ふれあいホールで開催へ

板橋を本拠地とする「NPO緑のカーテン応援団」には、大手企業、技術専門家、大学関係者、教育委員、雨どいの会社、造園関係、銀座の屋上

緑化や校庭芝生化に取り組んでいる人、建築家・学生など様々な緑を愛する人たちが関わっている。

さて、急速に広がっているこの運動に弾みをつけようと、全国フォーラム開催の声があがった。そんな時、素敵な話が事務局に舞い込んだ。那覇市が「板橋区にゴーヤーの種1万個寄付」というのだ。夢を紡いでくださったのは、自ら2007エコカップへ参加した環境政策課ゼロミッション室長の島田聡子さんだ。島田さんが上京し、早速贈呈式が行われ、返礼に板橋区議員団が那覇市を表敬訪問することになった。また、これをチャンスとして緑のカーテン応援団が冒頭の夢を語る会議を沖縄から発信しようという間に計画が進められ、那覇市主催で開催されることになった。(問い合わせは那覇市環境政策課ゼロミッション推進室)

群馬や神奈川、徳島などから学校や企業、自治体で取り組んでいる人たちが実践を持って参加する。東京からは少なくとも菊本さん始め15人が参加、菊本さんの実践と発売前の「MIDORI」も彼女自身の声で歌われ全国初のお披露目となる。翁長那覇市長が議長を、私も短い時間ながら基調講演をさせていただく。又、この全国フォーラムは、今後、全国で順次開催され、その模様を新聞社やテレビが追いかけて報道される予定である。最終ゴールを12月に環境庁・日経新聞者主催で開催されるビッグサイトのエコカップ2008年へとつなぎ、全国のユニークな取り組みを表彰する。

那覇市での開催を機に、「沖縄でこそ緑のカーテン」が広がって欲しいものだ。私の夢は、国際通りを、県庁前やパレット久茂地前を、名

護の旧商店街を緑のカーテン通りにし、その下で家族や友達の団欒を、泡盛を軽く、オリオンビールを一杯と広がることだ。それこそ、全国から、いや、世界から観光客が訪れよう。仲井真知事の1000万観光客誘致も夢ではない。

多くの人にフォーラムに参加していただき、地球温暖化防止へ関り、この地球で人に生まれた幸せと地球の全てが人類のものではないということ認識しながら、美しい地球を護る夢をつないで欲しい。

なお、既に沖縄で緑のカーテン応援団の事務局が始動していることも付け加えておこう。私の本は、琉球大学時代、共に青春を謳歌した仲井間良子さん(元城岳小学校長)の手により、多くの大学時代の友人知人へと広げられた。又、メイクマンの湧川社長によりサイン会を提供いただき(現在本も置かせていただいている)、大学時代の友人・知人が訪れ、涙・涙のサイン会となった。手にとって広げていただいた多くの方に感謝したい。

最後に、

本はまた、私に新しい出会いを広げた。県産有機「ウコン」が、今、私をとりこにし、「大地の恵み～ウコンを食べよう～」の料理の研究と出版に着手している。沖縄の企業「金秀バイオ」の取締役が拙著を評価していただいたご縁による。

いつの間にか沖縄の食文化・料理研家・フードコーディネイターとなっている自分が不思議ならない。「一生現役・一生青春」を座右の銘とし、「人生は愛とロマンと言い切れる年齢を目指し」、沖縄関係の仕事で何か役立つことをしたいと模索しているこの頃である。

琉球大学同窓会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、琉球大学同窓会が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め

ることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、琉球大学同窓会及び同窓会支部（以下「本会」という）が、その活動目的のために取得（自ら作成することを含む）した琉球大学同窓会会員（準会員を含む）及び琉球大学教職員、琉球大学の学生、生徒、卒業生の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む）をいう。

(2) 個人情報データベース等特定の個人情報をコンピュータで検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(6) 従業者本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の範囲及び制限)

第4条 本会が取得し、保有する個人情報の利用目的（以下「利用目的」という）は、以下の通りとする。

(1) 同窓会名簿の発行、頒布

(2) 同窓会名簿に記載する個人情報の項目は、入学、卒業（途中退学を含む。以下同じ）学校、学部、学科卒業年次、現及び旧氏名、現住所及び電話番号並びに勤務先、住所、電話番号及び役職名又は職業等とする

(3) 会報等出版物（電子媒体によるものを含み、本会の活動目的に適うものに限る。）の配布

(4) 本会、琉球大学、の各種事業、行事の伝達

(5) 本会、琉球大学、の寄付金の募集

(6) 本会の会費、寄付金の収受管理

(7) 本会及び会員個人による支部結成のための名簿作成等同窓会活動の支援

(8) 琉球大学の広報活動、寄付金募集支援のための会員個人情報の提供

(9) 本会支部等本会構成員の活動支援のための会員個人情報の提供

2 前項第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号のために利用または提供する個人情報は本会名簿記載の項目に限る。

3 1項に定める利用目的は、本会ホームページおよび会報によって公表する。

1項の利用目的を変更した場合も同様とする。

4 1項に定める目的以外の目的で取得または保有する個人情報を利用しない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合及び法令の定めによる場合はこの限りではない。

(利用目的の特定及び変更)

第5条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前2条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 本会は、統合その他の事由により他の同窓会組織から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は生徒、学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 本会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、取得は適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

(5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は等三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄匿名化、又は削除するものとする。

5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障

を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 他の琉球大学同窓会組織との統合その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者(例えば支部)との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(個人情報取り扱いの外部委託)

第11条 本会が名簿発行、会報の発送等のため個人情報の取り扱いを外部委託業者に委託する場合は、以下に従うものとする。

(1) 個人情報の管理が可能かつ、適切な委託業者を選定する。

(2) 提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要な最小限のものに限定する。

(3) 委託先での個人情報の管理に関し、下記事項を含む契約を書面で取り交わす。

(イ) 委託された個人情報の機密保持および保護。

(ロ) 再委託の制限又は条件。

(ハ) 委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置。

(ニ) 委託業務終了時の個人情報の消去及び又は個人情報を含む媒体の返却。

(ホ) (イ)に係わる事故時の処置

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第12条 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第13条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅

滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第14条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

2 個人情報保護管理者は、同窓会会長とする。

3 個人情報保護管理者は本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する従業者に委任することができる。

(苦情対応)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速に対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。

3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。その場合個人情報保護管理者は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(従業者の義務)

第16条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく三役会に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑 則

(その他)

第17条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

第18条 この規程の改廃は、琉球大学同窓会三役会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成19年7月21日から施行する。

琉球大学同窓会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、琉球大学同窓会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 本会の事務所を琉球大学構内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 在学生及びに母校との諸提携に関すること。
- (2) 総会又は評議員会で決議した事業

第3章 会 員

第5条 本会は、琉球大学（短期大学部を含む。以下同じ。）卒業生、修了者及び在学生をもって組織する。

2 琉球大学に在学した者、勤務している者及び勤務した者で、本会の趣旨に賛同する者は、本会に申し出て加入することができる。

第6条 会員は転居、転職又は改姓名をした場合はその都度、会長に届け出なければならない。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 評議員 30名以上50名以下
- (4) 監査員 3名
- (5) 事務局長 1名

2 本会は、前号に規定する役員のほか、顧問若干名をおくことができる。

第8条 前条第1項に規定する役員は、総会において選出する。

2 顧問は、評議員会の承認を得て、会長が指名する。

第9条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 役員は評議員会の承認を得たときに限り、任期中でもその職を辞することができる

2 顧問は、いつでも会長に告げ、その職を辞することができる。

第11条 役員は、次期役員が選出されるまでの間は、任期の満了後といえどもその職務を行う。

第12条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定める順位に従って会長の職務を代行する。
- (3) 評議員は、本会の運営に関する事項を審議する。
- (4) 監査員は、会計の監査を行う。
- (5) 事務局長は、本会事務局の運営に関する事項を処理する。
- (6) 顧問は、本会の運営に関し、会長に建議することができる。

第5章 会 議

第13条 本会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年7月に招集する。

3 臨時総会は、評議員会において必要と認めるとき、又は会員50名以上の要求があるとき招集する。

第14条 総会は、会長が招集する。

第15条 総会の招集は、同窓会会報及びその他の方法で周知する

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 役員選挙に関する事項
- (2) 予算及び決算の承認に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他本会に関する事項

第17条 総会における議決は、出席会員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

第18条 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第19条 総会の議決事項は、議事録に記載し、議長及び出席会員2名が署名押印する。

第20条 評議員会は、会長、副会長、顧問、評議員及び事務局長をもって組織する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員の過半数の要求があるときは、会長は評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会の議長は、会長をもって充てる。

第21条 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第22条 評議員会における議決は、出席評議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

第23条 評議員会の議決事項は、議事録に記載し、議長及び出席評議員2名が署名押印する。

第24条 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって組織する。

- 2 三役会は、会長が招集する。
- 3 役員過半数の要求があるときは、会長は三役会を招集しなければならない。
- 4 三役会の議長は、会長をもって充てる。

第25条 三役会は、次の事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する議案に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他本会活動に関する事項で会長が必要と認めた事項
- (5) 三役会における議決は、出席役員過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

第6章 事務局

第26条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に総務部及び企画部を置く。

第27条 前条の事務局にそれぞれ事務局長、事務局次長、部長及び幹事をおく。

2 事務局長及び事務局次長は、会員の中から会長が指名する。この場合において、指名後最初に開催される評議員会の承認を受けるものとする。

3 部長は、会員の中から事務局長の推薦により会長が指名する。この場合において、指名後最初に開催される評議員会の承認を受けるものとする。

- 4 幹事は、会長の承認を得て事務局長が指名する。

- 5 事務局に事務職員を置くことができる。

第28条 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第7章 会 計

- 第29条 本会の会計年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。
- 第30条 本会の運営に要する費用は、入会金、終身会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。
- 第31条 本会の会員となった者は、入会金1万円を本会事務局に納めなければならない
- 2 本会の会員は、終身会費1万円を本会事務局に納めなければならない。

第8章 支 部

- 第32条 支部は、必要に応じて各地区に置くことができる。
- 第33条 支部は、その地区在住の会員をもって組織する。
- 第34条 支部に支部長を置く。
- 第35条 支部に関する事項は、支部において定める。
- 第36条 支部長会は、総会時に開催し、会長がこれを招集する。
- 2 支部長会において決定された事項は、評議員会に報告するものとする。

第9章 雑 則

- 第37条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年7月4日から施行する。
- 2 琉球大学同窓会会則(1965年2月20日制定)は、廃止する。

附 則

この会則は、昭和60年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成元年6月24日から施行する。
- 2 第29条第2項の規定にかかわらず入会后8年間は、終身会費の徴収を留保することができる。

附 則

この会則は、平成7年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年6月29日から施行する。

附 則

- 1 平成元年6月24日施行の附則2.を廃止する。
- 2 この会則は、平成19年7月21日から施行する。

編集後記

個人情報保護法の施行をうけ、本会の個人情報保護規程制定と同窓会会則を改正したことで、それらの周知を図る意味から全条文を掲載した。

特に広告掲載方法を2頁にまとめ、サイズを少々大きくする方法に変更しました。

また、奄美支部結成20周年記念行事の一部を掲載できました。更に「私の研究」では、今話題の地球的エコライフに沖縄のゴーヤーとナーベラが活用される記事が掲載できたのは、意義あることと思います。(局)



平成20年度定期総会開催のご案内

期 日 平成20年7月19日(土)

支部長会 午後2時30分～午後4時

定期総会 午後4時～午後5時

講演会 午後5時～午後6時30分

講演者 琉球大学学長 岩政輝男

懇親会 午後6時30分～午後8時30分

懇親会費:5000円

会 場 ホテルロイヤルオリオン(旧西武オリオン:那覇市安里在)

電話:098-868-5533 【同窓生多数の出席をお待ちします】

終身会費納入のお願い

同窓会創立以来50年に亘り、会員相互の親睦と情報交換及び母校琉球大学への支援・協力を目的に絶えず活動して参りました。

会員のご理解とご協力に支えられまして、活動しております。お陰をもちまして、幾多の貴重な足跡を残す事が出来たことを感謝申し上げます。

同窓会の活動資金は、会員の入会金1万円と「終身会費」1万円のみで運営されています。終身一回の会費でございますので、是非納入お願い致します。

活動の概要は次の通りです。

1. 大学各周年記念行事募金協力及び基金寄付
2. 学生課外活動支援金寄付
3. 教員選考試験受験講座開設実施
4. 琉球大学首里キャンパス跡石碑創設費用支出
5. 琉球大学病院那覇市与儀跡に石碑設置費用支出
6. 50周年記念館玄関シーサー設置その他記念碑設置寄贈
7. その他モニュメント制作贈呈等

琉球大学同窓会会報 第30号

編集発行 琉球大学同窓会事務局

〒903-0213 沖縄県西原町千原1番地

Tel: 098-895-8039 Fax: 098-895-8163

印刷 合資会社 中央製版印刷

Email: r-dousou@to.jim.u-ryukyu.ac.jp

ホームページ: <http://www.ryudai-dousoukai.jp>